

徴収猶予の期限にご注意ください！！

現在、徴収猶予の特例を受けている方は
猶予の期限をご確認いただき
お忘れなく納付いただきますようお願いいたします

※特例の徴収猶予期間の終了日までに納付できない場合は、申請により他の猶予を受けられることがありますので、現在の猶予の期限までに手続きを行ってください。

以下の注意点をご確認ください

- 猶予期間の終了日は、先に送付しております「徴収猶予許可通知」によりご確認ください
- 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります
- 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。
また、職員が状況等を確認させていただくため、資料の提出等をお願いすることがあります
※資料の提出については収納課にお問い合わせください

※「eLTAX」からも徴収の猶予申請ができます。

【問い合わせ先】

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45番1号
霧島市役所 総務部 収納課 収納第3グループ

TEL:0995-45-5111 FAX:0995-64-0986 HPアドレス:www.city-kirishima.jp